第 24 回黒部市農業委員会議事録

１．日時　令和８年６月３日(水)　15 時 00 分～15 時 42 分

２．場所　黒部市役所　2 階　201・202 会議室

３．出席委員　22 名

農業委員　12 名

3番 島 美佐雄	4番 朝倉 和行	5番 山本 正志	6番 沓掛 忠昭
7番 松岡 高生	8番 山本 隆淑	9番 橋本 喜洋	10 番 佐度 義行
11 番 中野 貴代美	12 番 氷見 康弘	13 番 藤澤 良成	14 番 松島 功治

農地利用最適化推進委員　10 名

漆間 徳治	長谷川 均	宮﨑 均	稲澤 一彦
大川 浩幸	村田 正人	越 悦子	丸田 邦明
竹山 繁夫	山本 勝		

４．欠席委員　５名

１番 能澤　喬之、２番 舩屋　裕子、岩井　清明、尾山　境、中　康史

５．農業委員会事務局　４名

事務局長　上島　晴香

係　　長　村山　愛

主　　任　澤武　裕輔

主　　事　石﨑　茉里

６．議事　（１）議案第 77 号 農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（２）議案第 78 号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（３）議案第 79 号 令和８年度農用地利用集積等促進計画案の意見決定について

７．会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。
ただ今から、第 24 回黒部市農業委員会総会を開催します。
最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会　　長：（あいさつ）

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会　　長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。
山本　隆淑委員、佐度　義行委員を指名します。
本日総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。
能澤　喬之農業委員、舩屋　裕子委員、岩井　清明推進委員、尾山　境推進委員、中　康史推進委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。
それでは、議事に入ります。
議案第 77 号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」審議を行います。
事務局より説明願います。

◎議案第 77 号

事 務 局：議案第 77 号農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてですが、1件ございます。1、2ページをご覧下さい。また申請位置図は4-1 また A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。

〈１番〉　三日市地区　申請地：三日市字御蔵〇番　地目：畑　現況：宅地の1筆 59 ㎡について。
申請人　黒部市三日市　〇〇　さん
であり、転用目的は住宅用地です。こちらは是正による申請です。

申請の背景についてですが、申請地横宅地には、申請人の親が昭和〇年頃に建てた住宅があり、老朽化が著しい状況にあります。今回申請人の息子世帯との2世帯住宅を建築することを検討され、建築予定地に農地が含まれていることが分かったことから、是正のため申請されました。解体予定の既存住宅は、今回の申請地上には、立地していないとのことですが、申請人が生まれた昭和〇年当時には、畑に該当する部分はなくなっており、すでに宅地化していたとのことで、申請書類に経緯書も添付されております。
おそらく住宅を建てた際、農地法についての理解がなく、許可を経ずに宅地へ転用したのではないかとのことでした。
申請地の農地区分は、都市計画区域内の用途地域（近接商業地域）であり、3種農地に区分されます。この農地区分による許可基準は原則許可となり、一般基準である資金の証明や町内会長や生産組合長の同意を得ており、許可に問題はないと考えております。
以上、１件　１筆 59 ㎡です。事務局からは以上となります。

会　　長：それでは、議案第 77 号農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。１番の案件について、三日市地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。
会　　長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。
　　何かご意見ありませんか。
各 委 員：異議なし。
会　　長：異議なしとのことですので、議案第 77 号 農地法第４条第１項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。
会　　長：続きまして、議案第 78 号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について」審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第 78 号
事 務 局：議案第 78 号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてですが、1件ございます。3、4ページをご覧下さい。また申請位置図は5-1 また A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。

〈１番〉　前沢地区　申請地：前沢〇〇番〇　地目：田　現況：宅地の1筆 52 ㎡について。
　　譲受人　黒部市前沢　〇〇　さんへ
　　譲渡人　黒部市前沢　〇〇　さんからの所有権移転であり、転用目的はカーポート用地です。農振除外からの案件です。

　　申請の背景として、譲受人は、平成〇年に住宅を建築する際に、譲渡人から、建築確認申請を通すために、土地の一部をもらい受けております。その後譲受人の住宅正面に市道ができたことで、貰い受けた土地が不要となったことから、住宅建築当時に借用し、新設したカーポート用地と交換したということであります。現状すでにカーポート用地として舗装されており、始末書も提出されております。
　　申請地の農地区分は「2種農地」となり、住宅用地が連たんする市街化傾向区域の土地であり、集落に接続するという要件を満たしていると考えます。

　　以上、１件　１筆 52 ㎡です。事務局からは以上となります。

会　　長：それでは、議案第 78 号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。１番の案件について、前沢地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。
各 委 員：異議なし。
会　　長：異議なしとのことですので、議案第 78 号農地法第５条第１項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。
会　　長：続きまして、議案第 79 号「令和８年度農用地利用集積等促進計画の意見決定について」審議いたしますので、事務局から説明願います。

◎議案第 79 号

事 務 局：議案第 79 号農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。
総会議案書の６ページをご覧ください。
今回提出いたしますのは令和８年４月 21 日～令和８年５月 20 日に受付した分になります。
７ページ目をご覧ください。
まず、期間別貸借設定面積についてですが、新規６年未満が 34,860 ㎡、新規６年以上が 65,412 ㎡で計 100,272 ㎡です
次に地区別の貸借一覧表になります。
石田地区が 11 件　12,699 ㎡
若栗地区が 13 件　83,915 ㎡
浦山地区が１件　3,658 ㎡
総件数は 25 件、100,272 ㎡です。
次のページからは貸借農地一覧表になります。ご確認ください。
次に議案書の 14 ページをご覧ください。合意解約地区別一覧表です。
田家地区　３件　4,056 ㎡
村椿地区　１件　1,251 ㎡
前沢地区　１件　201 ㎡
総件数は５件、5,508 ㎡です。
解約理由につきましては、耕作者変更によるもの、農地法第５条の申請によるものになります。
次のページをご覧ください。利用権設定率についてです。
全体での利用権設定率につきましては、先月よりも 0.4%上がり、46.1%
そのうち農地中間管理機構の利用権設定率は、先月よりも 0.3%上がり、13.8%でした。
農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上になります。

会　　長：それでは、事務局から説明があった農用地利用集積等促進計画について各委員の意見を求めます。何かご意見ございませんか。

各 委 員：異議なし。

会　　長：異議なしとのことですので、議案第 79 号 令和８年度農用地利用集積等促進計画について、当委員会は同意することに決定します。
これで予定していた議事が終了しましたが、全体を通して他にご意見ございませんでしょうか。

会　　長：特にないようですので、これをもちまして本日の総会を閉会いたします。
（15 時 17 分で総会終了）

引き続き、事務報告及び農地利用最適化に関する情報交換を開催。
（15 時 42 分で終了）

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　8番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　10番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿